

短期入所生活介護事業所 光清苑 重要事項説明書

特別養護老人ホーム 光清苑（空床利用） 重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

社会福祉法人光清学園（以下「事業者」という。）が開設する短期入所生活介護事業所（短期入所生活介護事業所光清苑、特別養護老人ホーム光清苑「空床利用」）（以下「施設」という。）は、介護保険法令に従い、施設の従業者等（以下「従業者」という。）が要介護及び要支援状態にある利用者（以下「利用者」という。）に対し、意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な短期入所生活介護を提供することを目的とします。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 施設の概要

(1) 施設の概要

施設名	短期入所生活介護事業所光清苑（11名） 特別養護老人ホーム光清苑 空床利用（50名）
所在地	〒734-0001 広島県広島市南区出汐二丁目3番46号
施設長	満田 親治
開設年月日	平成4年4月1日（指定更新：令和2年4月1日）
電話番号	082-505-0250
FAX番号	082-505-0251
サービス提供地域	広島市中区、南区、西区、東区、安芸区、安芸郡海田町

(2) 設備の概要

居室	22室 1人部屋（5室 従来型個室） 2人部屋（6室 多床室） 4人部屋（11室 多床室） ※特別養護老人ホーム分を含む
静養室	1室 居室で静養する事が一時的に困難な利用者が使用できる静養室を設けます。
食堂	2室 利用者の全員が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者が使用しやすい適切な備品類を設けます。
浴室	2室 一般浴槽・特殊浴槽。
便所	7室 利用者が使用しやすい適切な便所を設けます。
医務室	1室 利用者を診療するために必要な設備及び備品を備えます。
機能訓練室	1室 利用者が使用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設けます。
面談室（相談室）	1室 相談などを行えます。
その他	以下の設備を設けています。 ・介護職員室 ・洗面設備 ・看護職員室 ・調理室 ・洗濯室 ・汚物処理室 ・介護材料室

(3) 施設の従業者体制 ※感染対策時には勤務体制を変更することがあります。

職種	職務の内容	勤務体制	員数
施設長	業務の一元的な管理	月～金曜日 8：30～17：30	1名
医師	利用者の健康管理及び療養上の指導	毎週火曜日 14：00～15：00	1名
		毎週金曜日 13：30～14：30	1名
		不定期 18：00～19：00	1名
生活相談員	利用者・家族への相談援助、地域との連絡調整	月～金曜日 8：30～17：30	1名
介護職員	介護業務	< 2階フロア >	
		早番 7：00～16：00	1名
		日勤 ① 8：00～17：00	2名
		日勤 ② 8：30～17：30	0名
		遅番 11：00～20：00	2名
		夜間 17：00～翌9：00	1名
		< 3階フロア >	
		早番 7：00～16：00	1名
		日勤 ① 8：00～17：00	1名
		日勤 ② 8：30～17：30	2名
		遅番 11：00～20：00	2名
		夜間 17：00～翌9：00	2名
看護職員	健康管理・口腔衛生・保健衛生管理	早番 7：00～16：00 日中 8：00～17：00 遅番 10：00～19：00	1名 1名 1名
管理栄養士又は栄養士	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導	月～金曜日 8：30～17：30	1名
機能訓練指導員	機能訓練等の指示・助言	月～金曜日 8：30～17：30	1名
		月～金曜日 13：30～17：30	1名
介護支援専門員	短期入所生活介護計画の作成・実施	月～金曜日 8：30～17：30	2名
事務職員他		月～日曜日 8：30～17：30	必要数

3. サービスの概要

(1) 介護保険給付対象サービス

次のサービスについては、居住費・食費を除き、通常9割（～7割）が介護保険から給付されます。

「5 利用料等」をご確認ください。

種類	内容
短期入所生活介護計画の立案	<ul style="list-style-type: none"> ・利用期間が4日間以上の場合、利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、短期入所生活介護計画を作成します。その内容を利用者及びその家族に説明し同意を得ます。 ・短期入所生活介護計画を作成した際は、当該計画を利用者に交付します。

介 護	<p>利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 入浴又は清拭は週2回以上行います。 (体調不良時には実施しない場合もあります) 適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行います。 おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えます。 褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備します。 その他、離床、着替え、整容等の介護を適切に行います。
食 事	<ul style="list-style-type: none"> 栄養並びに利用者の体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。 利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。 <p>【食事時間】 朝食 7時30分～ 9時00分 昼食 12時00分～13時30分 夕食 18時00分～19時30分</p>
相談及び援助	<p>常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はご家族に対し、その相談に適切に応じるとともに必要な助言その他の援助を行います。</p>
社会生活上の 便宜	<p>施設に教育娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーションを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 日常生活を営むために必要な行政手続きについて、利用者又はご家族が行うことが困難である場合は、同意を得たうえで変わって行います。 常に利用者のご家族との連携を図るとともに、利用者のご家族との交流の機会を確保するように努めます。 利用者の外出の機会を確保するように努めます。
機能訓練	<p>機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減衰を防止するための訓練を実施します。</p>
健康管理	<p>利用中の医療機関の受診は、基本にご家族に対応いただきます。ただし、ご利用開始後必要に応じ、健康状態を把握するため、嘱託医へ外来し受診する場合がございます。</p>
医療的ケア	<p>社会福祉士及び介護福祉士法に基づき、利用者の口腔内（咽頭の手前まで）のたんの吸引について配置医師の指示の下、介護職員（認定特定行為業務従事者認定証）と看護職員とが協働して行います。その他、介護職員が実施可能とされている医療行為については、通常のサービスとして介護職員が行います。</p> <p>【介護職員が実施可能な医療行為】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一包化された内服薬の内服 湿布貼付 軟膏塗布 点眼薬の点眼 坐薬の挿入 耳垢除去 鼻腔粘膜への薬剤噴霧の介助等

(2) 介護保険給付対象外サービス

施設は利用者又は代理人との合意に基づき、以下の介護保険給付対象外サービスを提供するもの

とします。

① 特別な食事

利用者又は代理人のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

② 理髪・美容

利用期間中に理美容師の出張による有料理髪サービスが行われている場合、利用者の希望に基づきご利用いただけます。 利用料金：1回あたり1,600円（実費）

③ 貴重品の管理

利用期間が1月を越えることが見込まれる場合、利用者又は代理人の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

- ・管理する金銭の形態：金融機関に預けている預金及び小口現金
- ・お預かりするもの：上記預金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、原則として小口現金については20,000円までお預かりします。
- ・保管管理者：施設長
- ・出納責任者：副施設長
- ・出納取扱者：担当事務員
- ・出納方法：手続きの概要は以下の通りです。

●預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、出納取扱者へ申し出ます。

●出納取扱者は希望の内容に従い、預金及び現金の預け入れ及び引き出しを行うと共に、サービス利用中に発生した費用の支払い（出納管理）を代行するものとします。

<支払い代行の例>

施設利用料・医療費の支払い 衣服、日用品の支払い 小遣いの出し入れ

介護保険給付対象外サービス利用料の支払い

その他利用者又は代理人から要請のあった事項

●保管管理者は毎月、預かり金月高表にて管理いたします。

●上記以外の貴重品の保管については当施設で金融機関に設けた貸し金庫をご利用いただけます。自己管理されている現金及び貴重品については紛失等が発生しても当施設は責任を負えません。

利用料金：小口現金管理及び預金通帳管理 1月あたり 500円

貸金庫使用料 1月あたり 500円

④ 教養娯楽設備等の提供、レクリエーション、クラブ活動

利用者又は代理人の希望により教養娯楽設備等を提供し、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。利用料金：材料代等の実費

⑤ 複写物の交付

利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には、実費をご負担いただきます。 1枚につき 10円

⑥ インフルエンザ予防対策

利用期間が1月を越えることが見込まれる場合、利用者及び代理人、ご家族の意向を確認し、インフルエンザ予防接種を行います。

⑦ 利用者の移送

利用中の急な体調不良等による利用者の通院や入院時の移送サービスを行います。その場合には、付き添いをお願いいたします。 ○対象地域 広島市内 無料

⑧ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活用品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

内 容	単 位	料 金
ア テレビを設置する場合の電気代	1 か月(1 台当たり)	5 0 0 円
イ 電気毛布を使用する場合の電気代	1 か月(1 台当たり)	5 0 0 円
ウ 扇風機を設置する場合の電気代	1 か月(1 台当たり)	1 0 0 円
エ 口腔ケア用品(ハブラシ・入歯洗浄剤等)	1 回	実費
オ 経管栄養に伴う物品費用等	1 式	実費

・おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

4. 利用料等

別紙「短期入所生活介護事業所光清苑料金表」によって、利用者の要介護度及び介護保険負担割合に応じたサービス利用料金（基本料金）と該当する加算料金、食事、滞在費に係る自己負担額の合計金額をお支払いいただきます。

ただし、支払方法が償還払いになる場合は、利用料の全額をお支払いいただきます。支払いを受けた後、施設からサービス提供証明書を発行しますので、市町村の介護保険担当窓口へ提出し、後日払い戻しを受けてください。

- ・世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けられておられる方は、市町村へ申請をすることにより、「介護保険負担限度額認定証」が交付され、食費、滞在費の負担が軽減される場合があります。
なお、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている金額が1日の負担限度額とします。
- ・被爆者健康手帳所持者については、食費・滞在費にかかる自己負担額を除き、サービス利用料金等の自己負担金額が公費助成されます。
- ・当事業所は、社会福祉法人による利用者負担軽減制度の実施施設として登録されています。本制度をご利用される場合は、お住まいの区の福祉課高齢介護係へ所定の申請書をご提出下さい。

5. 利用料金のお支払方法

利用料は1月ごとに計算し、下記の通りご請求いたしますので記載のいずれかの方法でお支払い下さい。
(サービス利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額となります。)

利用料金の計算（毎月月末）

ご利用された月ごとに、介護保険対象サービス料金、その他の費用などサービス提供ごとに計算し、合計金額により請求いたします。

利用料金の請求（翌月15日前後）

請求書（利用明細を含む）をあらかじめ指定された請求書送付先へ郵送いたします。
未発行分（前々月分）の領収書等がある場合には合わせて送付いたします。

利用料の支払い（利用月の翌月末）

次のいずれかの方法によりお支払いください。

ア. 光清苑（事務所）窓口での現金支払い

イ. 下記指定口座への振り込み

広島銀行 大河支店 普通預金 口座番号 **0985886**

口座名義 特別養護老人ホーム 光清苑 施設長 満田親治

ウ. 銀行口座からの自動引き落とし

（連続して利用が1月を越えることが見込まれる場合のみ）

広島銀行 ゆうちょ銀行 （毎月25日振替、休日の場合は翌営業日）

※必ずお支払いの確認をしてください。領収書は再発行いたしませんので、大事に保管してください。（医療費控除の還付請求の際に必要な場合があります。）

※医療費控除対象金額は、介護保険制度における医療系サービスを利用されている場合にのみ食費及び滞在費を除くサービス利用料金の1/2が控除対象金額となります。

※要介護が確定していない場合や「預金口座振替依頼書」の提出が遅れた場合には、請求が遅れることがあります。

※口座振替手数料は、支払者負担となります。

6. 身元引受人等について

(1) 施設では、契約締結に当たり、身元引受人の設定をお願いしています。

(2) 身元引受人は、本重要事項説明書及び契約書における「代理人」とし、「代理人」とは、ご家族又は縁故者若しくは成年後見人等とします。

(3) 身元引受人の職務は、次の通りとします。

① 利用契約が終了した後、施設に残された利用者の所持品（残置物）を利用者自身が引き取れない場合のお受け取り及び当該引渡しにかかる費用のご負担

② 民法に定める連帯保証人

③ 施設と代理人との協議の上、身元引受人とは別の者を連帯保証人と定めることも可能とします。

(4) 前号の②における連帯保証人は、次の性質を有するものとします。

① 連帯保証人は、利用者又は代理人と連帯して、本契約から生じる利用者又は代理人の債務を負担するものとします。

② 前項の連帯保証人の負担は、直近の利用料金の3か月分を限度とします。

③ 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者、代理人又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。

④ 施設は、連帯保証人から請求があったときは遅滞なく、利用料等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者のすべての債務の額等に関する情報を提供するものとします。

7. サービス利用に当たっての留意事項

(1) 入苑時

① 利用者又は代理人は、体調の変化があった際には施設の従業者にご一報ください。

② 利用者は、施設内の機械及び器具を利用される際、必ず従業者に声をかけてください。

(2) 禁止行為

以下の行為につきましては、ご遠慮ください。

① 決められた場所以外での喫煙・飲酒・飲食等

② 従業者又は他の利用者に対し、ハラスメントその他の迷惑行為を行うこと

- ③ 施設内での金銭及び食物等のやりとり
- ④ 従業者に対する贈物や飲食のもてなし
- ⑤ 従業者及び他の利用者に対する身体的・精神的暴力
- ⑥ その他決められた以外の物の持ち込み

8. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡等をとるなど必要な措置を講じます。

9. 非常災害対策

施設は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、従業者等の訓練を行います。

10. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、代理人、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。【重要事項説明書付属書類1】【重要事項説明書付属書類2】

11. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及び代理人へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

12. 高齢者虐待の防止、尊厳の保持

利用者の人権の擁護、虐待の防止のために、研修等を通して従業者の人権意識や知識の向上に努め、利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

利用者の人権及びプライバシーの保護、ハラスメントの防止等のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

13. 守秘義務に関する対策

施設及び従業者は、業務上知り得た利用者及び代理人の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

利用者及び代理人の個人情報を使用する場合には、目的及び使用する範囲、期間等を明確にし、必要最小限の範囲内で使用します。【重要事項説明書付属書類3】

14. 苦情相談窓口

当事業所はサービスの提供に伴う改善事項等の申し出に対し、以下の相談窓口と担当者を定め、問題解決に取り組むと共に、法人内各部門で情報共有し再発防止に努めています。

(1) サービス内容に関する相談・苦情

<p>[事業者の窓口] 特別養護老人ホーム 光清苑 (苦情受付ボックスを1階ロビーに設置)</p>	<p>電話番号 082-505-0250 苦情解決責任者 (施設長兼業務執行理事) 満田 親治 苦情受付担当者 (担当者) 丸山健太郎</p>
---	---

に故意又は過失が認められた場合や、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

施設は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、施設は損害賠償責任を免れます。

- ① 利用者又は代理人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- ② 利用者又は代理人が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- ③ 利用者の急激な体調の変化等、施設が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- ④ 利用者又は代理人が、施設及び従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

17. その他

当施設のご利用にあたって、当施設をご利用されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

ご利用にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

喉に詰まりやすい食品類（餅、なま物など）

※食品類をお持込される際は必ず職員に一言声を掛けていただくようお願いいたします。

(2) 面会

面会時間 8：30～17：00（事前予約制）

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。

※なお、来訪される場合、ペットの持ち込みはご遠慮ください。

※感染症等の理由により、面会についてはテレビ会議システムを用いることにより代える場合や、実施を制限する場合があります。

(3) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。

上記以外の急な申し出の場合には、通常の食事費用をご負担いただきます。

(4) 施設・設備の使用上の注意

・居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

・故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

・利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。

ただし、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

・当施設の職員や他の入所者に対し、ハラスメントその他迷惑行為、を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動等を行うことはできません。

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に当たり、利用者及び代理人に対して利用契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

短期入所生活介護事業所 光清苑
施設名 特別養護老人ホーム 光清苑（空床利用）

説明者 _____

私は、利用契約書及び本書面により、事業者から指定短期入所生活介護サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

（署名又は記名・押印）

<利用者（契約者）>

住所 _____

氏名 _____ 印

<代理人（身元引受人）>

住所 _____

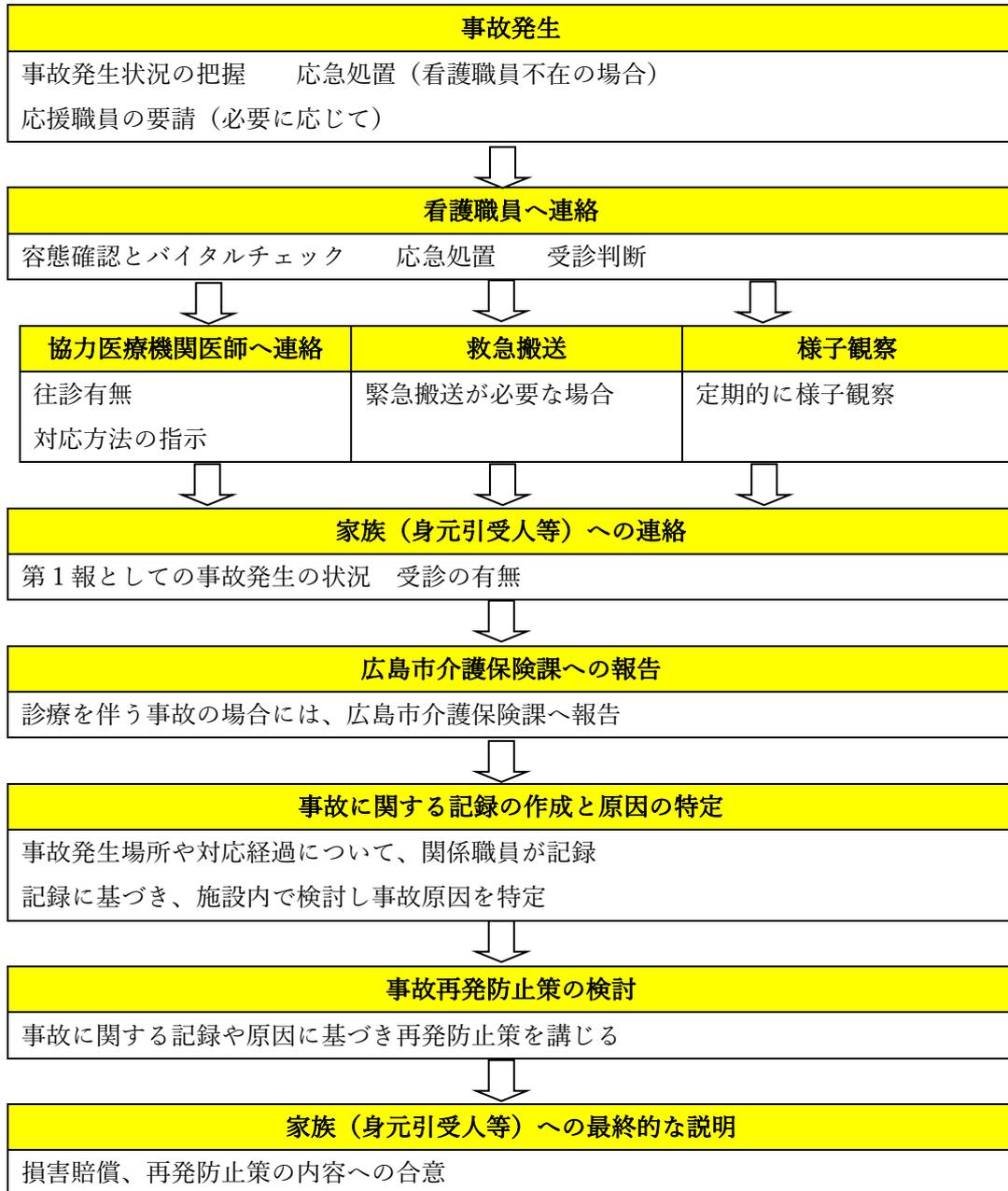
氏名 _____ 印

<連帯保証人（代理人と異なる場合）>

住所 _____

氏名 _____ 印

【事故発生時の対応と報告フロー図】



入所時のリスク説明書

当施設では、利用者が快適な生活が送れますように原則身体拘束をしないこと、自立した生活を妨げないこと等に配慮しながら安全な環境づくりに努めていますが、利用者の自立した活動・行動、心身の状況や病気などが原因により、危険（転倒・転落等）を伴う可能性があることを十分にご理解いただくために詳細に説明するものです。

（1）誤嚥（ごえん）について

歯の抜け落ちや、入れ歯が合わなくなったりすると食事を噛み砕く力が低下し、それに加え、脳・神経疾患（脳梗塞・脳出血後遺症など）により食べの物をかんだり、飲み込んだりする事に障害が起こりやすくなります。水分でむせたり、食事を口に含んでも、きちんと飲み込みできず、のどの入り口に残ってしまうことがあり、誤嚥を起こしやすく、のどの奥・気管に入ってしまったりと命取りになる可能性もあります。

（2）転倒・転落について

筋力の低下と共に骨ももろくなり、歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落等があると、強い衝撃でなくても骨折・外傷・頭蓋内損傷の恐れもあります。

（3）病状の急変について

利用者の皆さまはいろいろな疾患を持ち、安定されている状態での入所だと思われませんが、心臓病・脳血管疾患等の再発は起こり得ます。日中、職員が十分な観察を行ない、早期に対処できるよう努力いたしますが、疾患の再発においては、高齢になりますと症状が明確に現れず、発見しにくいことも事実です。これらことから、病状の急変という事も考えられます。

（4）皮膚剥離について

皮膚も加齢と共に変化し表皮は薄くなり弾力性に乏しくなります。その為、外的刺激にも弱く、傷を受けたり出血しやすい状態となり、弱い力でも内出血しやすく、皮膚がむけてしまったりする事が考えられます。

上記の内容は、ご自宅でも起こりうることです。入所中であっても同様に起こりうることで、ご承知ください。

個人情報使用について

利用者及び代理人の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用します。

① 使用する目的

- ・短期入所生活介護サービスを円滑に提供するために実施する担当者会議等において必要な場合。
- ・サービス提供困難時の施設間の連絡、紹介等の場合。
- ・利用者が他の医療機関を利用する場合、該当する医療機関等と連携を取る場合。
- ・利用者の心身の状況を代理人等へ説明する場合。
- ・介護保険事務に関する情報提供の場合。（請求関係・保険者からの照会への回答等）
- ・要介護認定等資料の提供において申出を行う場合。
- ・施設における学生への実習の場合。
- ・損害賠償保険等にかかる保険会社への相談または届出。
- ・施設の広報誌、ホームページ、公式 SNS（Instagram）等を作成する場合。

② 使用する職員の範囲

- ・利用者に対してサービス提供又は相談援助及び介護看護業務を担当する職員

③ 使用する期間

短期入所生活介護事業所光清苑（特別養護老人ホーム光清苑空床利用）契約書と同一期間

④ 条件

- ・個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう最新の注意を払うこと。
- ・個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと